

「千葉市学校適正配置の基本的考え方」の中間報告 骨子

1 審議の視点

適正規模を考える視点

- ア 小学校と中学校を分けてとらえる視点
 - ・小学校では学級担任制、中学校では専門の教科担任による指導が可能となる規模
- イ 子どもの集団活動等の視点
 - ・児童生徒、教職員間の多様な人間関係を育める規模
- ウ 学校運営と指導体制の視点
 - ・力量向上に効果的な教職員の人数
 - ・少人数指導や多様な選択教科など、今日的な教育を展開できる教職員の人数

適正配置を考える視点

- ア 地域格差の是正の視点
 - ・学校規模、通学距離等に著しい地域格差が生じないように再編成
- イ 学校と地域の関係への配慮の視点
 - ・学校が地域の拠点となるようなバランスある配置
 - ・地域のまとまりとの整合
- ウ 適切な通学区域の視点
 - ・児童生徒にとって負担とならない通学距離
 - ・通学の安全性の確保

2 基準

適正規模の基準

<望ましい規模>

小学校は18学級（各学年3学級）以上24学級以下、中学校は12学級（各学年4学級）以上24学級以下とする。

<適正配置を行う上での規模>

- （1）小学校は、各学年2学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。
- （2）中学校は、各学年4学級以上、全体で12学級以上30学級以下とする。

適正配置の基準

<望ましい配置>

- （1）児童生徒の教育環境に差が生じないように、学校は各地域にバランスよく配置されていること。
- （2）通学区域は行政区や地域のまとまりと整合していること。
- （3）児童生徒の通学を考慮し、児童生徒の居住地から4km以内に小学校、6km以内に中学校が存在していること。

3 学校適正配置のあり方

- 1 適正規模の学校を各地域にバランスよく配置することを目標とする。
- 2 小学校と中学校の適正配置を一体のものとして考える。また、可能な限り、1中学校区に複数の小学校が存在するようにする。
- 3 通学区域は、行政区や地域のまとまりと一致していることが望ましい。適正配置は、必要に応じて通学区域の調整と併せて行う。
- 4 適正配置を進めるにあたっては、将来を見通した推計を基に計画的に行う。

4 上記を踏まえ「学校適正配置の取り組み方」について検討 - 提言は年度末を目途—

検討委員会では、この中間報告で示した「学校適正配置のあり方」を踏まえ、今後は「学校適正配置の取り組み方」について検討を進め、年度末を目途に提言をまとめることとしています。